

風水害・雪害対策秩父地域会議 設置要綱

(設置)

第1条 台風直撃などによる大雨、竜巻や大雪などの災害時には、関係する機関が情報を共有して対応することが重要である。また、秩父地域の県関係機関、市町、警察及び消防機関が継続的に連携した災害対応を行うため風水害・雪害対策秩父地域会議（以下「地域会議」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 風水害・雪害対策に関する情報交換
- (2) 風水害・雪害対策に関する関係機関相互の連携
- (3) その他、風水害・雪害対策の推進に必要な事項

(構成)

第3条 地域会議は、災害対策に係る別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 地域会議に会長を置く。
- 3 会長は、埼玉県秩父地域振興センター地域防災幹とする。
- 4 会長は、地域会議を代表し会務を統括する。
- 5 会長は、必要があるときは構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(運営)

第4条 地域会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、秩父地域振興センター総務・防災・県民生活担当部長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、秩父地域振興センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

所 属	役 職 名
埼玉県秩父地域振興センター	地域防災幹
埼玉県秩父福祉事務所	副所長
埼玉県秩父保健所	副所長
埼玉県秩父農林振興センター	副所長
埼玉県秩父県土整備事務所	副所長
埼玉県秩父警察署	警備課長
埼玉県小鹿野警察署	警備課長
秩父消防本部	警防課長
秩 父 市	危機管理課長
横 瀬 町	総務課長
皆 野 町	総務課長
長 瀬 町	総務課長
小 鹿 野 町	総務課長
(事務局)	
埼玉県秩父地域振興センター	総務・防災・県民生活担当部長
埼玉県秩父地域振興センター	総務・防災・県民生活担当課長